



目次

【巻頭言】	頁
食品安全行政は世界標準 -政権交代と食品安全行政-	1
<hr/>	
【食科協の活動状況】	
1. 10月の主な事業活動	2
<hr/>	
【行政情報】	
1. 「栄養表示基準の一部を改正する消費者庁告示案」の意見募集について	2
2. 第4回食品表示連絡会議の概要について	4
3. 消費期限又は賞味期限の適切な取扱いについて	7
4. タイから輸入された「ホスピタルダイエット」と称される無承認無許可医薬品による健康被害(疑い)事例について	8
5. 緑茶飲料、あげ落花生の原料原産地表示の義務付けが施行	9
6. フグ加工品の不適正表示に対する措置について 10 / 9農水	10
7. 消費者庁が健康食品の表示あり方検討会の発足を準備中	11
8. おにぎりの表示に対する景表法に基づく措置命令について	11
<hr/>	
【消費者情報】	
1. 特定保健用食品の表示の許可に関する審査に対する意見書 ((社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会ホームページから引用)	12
<hr/>	
【企業情報】	
わが社における食品の信頼性確保・向上のための取組み等(10) (丸東水産株式会社ホームページより引用)	15
<hr/>	
【学術・海外行政情報】	
1. 米農務省と保健福祉省は新しい食品安全消費者向けウェブサイトを発表	21

平成21年11月 19 日

特定非営利活動法人 食品保健科学情報交流協議会

〒135-0004 東京都江東区森下 3-14-3、全麵連会館 2F TEL 03-5669-8601 FAX 03-6666-9132

<http://www.ccfhs.or.jp/> E-mail 8.shokkakyo@ccfhs.or.jp

【巻頭言】

食品安全行政は世界標準 -政権交代と食品安全行政-

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

か ち よし ぶみ
加 地 祥 文

9月16日に、鳩山由紀夫民主党代表が総理大臣となり、鳩山政権がスタートした。16年前に細川政権に交代したことはありましたが、その期間は1年足らずの短いものでした。1955年の自民党結党以来、実質的に50年あまりの期間を政府与党として日本の国を舵取りしてきたといえましょう。それがここにきて初めての本格的な政権の交代を経験することとなったわけです。臨時国会が始まり、新たな政権による国の舵取りが注目されているところです。

さて、厚生労働省はミスター年金こと長妻昭議員を大臣にお迎えして、新たなスタートを切りました。自治体の方々からは、いろいろと心配されて、「大変でしょう？」と聞かれることが多くなりました。しかし、むしろ自治体の方が知事、市長の交代が頻繁におこなわれているはずですので、「自治体でのご経験はどうですか？」と聞き返すことにしていますが、皆さん、曖昧な返事です。

確かに政権の交代は、国民による選択であったわけで、米国のオバマ大統領の「チェンジ」に通ずるものがありましょう。国民はあまりにも長すぎた、自民党政治と官僚による行政にたいし、変革という選択をしたわけです。変えることが必要なものもたくさんあるでしょう。食品安全行政についても変えていく必要のある部分もありましょう。しかし、改善していくべき部分というのは、常に、その時代の科学的な知見に基づいて、よりよい衛生水準を得るためのものであるはずで、国民の健康と生命を守るという使命を果たすために、常に最新の知見を取り入れていかなければなりません。また、最新の知見の真贋を判定していかなければなりません。そのための食品安全委員会というリスク・アセスメント機関もあります。

食品の安全を確保するための必須要件は、一つは食品の規格基準等の安全性の判断基準です。そしてもう一つは、これらの基準等が守られているかどうかを監視する保健所等の行政体制です。

安全性判断の基準は、動物実験などで確認される数値が基本となりますが、これは科学の世界です。科学の世界は世界共通のものの一つです。人種、国籍によって安全性判断の基準が異なることは、原理的にあり得ません。ありてい

に言えば、グローバルスタンダードです。世界各国は国際機関である FAO/WHO Codex 委員会で国際基準を決めています。国際基準がまだ定められていない場合は、各国のリスク評価機関が科学的な知見に基づいて、国際的にも共通する評価手法で安全性を評価します。当然のことながら、そのように評価された基準は、国際的にも同様に評価されるでしょうから、そのまま国際基準に採用されるものがほとんどです。

もう一方の行政組織は、地方分権推進法によって、平成 12 年から都道府県等に権限が委譲されています。現在、自治体には、都道府県のほかに、政令指定都市、中核市、保健所設置市、特別区をあわせて全部で 136 自治体に及んでいます。これら各自治体の行政組織がうまく機能して初めて、国際的な安全基準も意義のあるものになります。最近ますます地方財政が逼迫するなかで、北から南までのすべての自治体で同じ水準での行政執行がおこなわれていると考えるのはいささか無理があるでしょう。

地方分権推進も新政権のマニフェストの柱になっているところですが、国民の健康・生命を守る食品安全行政というものは、その使命を果たすためにも安全基準のグローバル化と行政組織の統一性の確保と水準アップこそ喫緊の課題ではないでしょうか？

【食科協の事業活動状況】

10月の主な事業活動

- 10月1日 日本生協連執行役員 内堀伸健氏を表敬訪問。
- 2日 厚労省訪問 1日付け厚労省の人事異動なし。
- 6日 常任理事会を開催、議題は
- 13日 厚労省企画情報課専門官 北村洋子氏を訪問し10/22のワークショップを説明。
- 15日 農水省の自主行動計画策定講習会に出席。
- 22日 関澤研究班との研究協力ワークショップ「輸入食品クイズ」を開催。
- 30日 東京都食品衛生協会食品安全推進室長 広瀬俊之氏を表敬訪問。

【行政情報】

1. 「栄養表示基準の一部を改正する消費者庁告示案」の意見募集について

消費者庁は、健康増進法第31条第1項に基づく栄養成分基準が規定する栄養成

分表示の対象となる栄養成分を制定するとともに、その他の所要の規定を整備するため、同栄養成分基準の一部を改正することとし、11月2日、消費者庁告示案に関する意見募集を行いました。改正の要点及び新旧対照表の次のとおりです。締切期限は12月2日です。詳細のURLは下記のとおりです。（伊藤蓮太郎）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1030&btnDownload=yes&hdnSeqno=0000057867>

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1030&btnDownload=yes&hdnSeqno=0000057868>

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=Pcm1030&btnDownload=yes&hdnSeqno=0000057866>

改正の要点

- (1) 栄養成分表示の対象となる栄養成分を制定する条文第1条の2を新設し、新条文の第1号においてたんぱく質、第2号において脂質、第3号において炭水化物と熱量を掲げ、第4号において12種類のミネラルを掲げ、第5号において13種類のビタミンを掲げています。

- (2) 複数の文言を改正しています。(例えば、「厚生労働大臣」を「消費者庁長官」、「本品」を「葉酸」へ等)

新旧対照表

改正前		改正後	
<p>第1条の2(第1号)</p> <p>たんぱく質</p> <p>第1号</p>	<p>第1条の2(第1号)</p> <p>たんぱく質</p> <p>第1号</p>	<p>第1条の2(第2号)</p> <p>脂質</p> <p>第2号</p>	<p>第1条の2(第2号)</p> <p>脂質</p> <p>第2号</p>
<p>第1条の2(第3号)</p> <p>炭水化物及び熱量</p> <p>第3号</p>	<p>第1条の2(第3号)</p> <p>炭水化物及び熱量</p> <p>第3号</p>	<p>第1条の2(第4号)</p> <p>ミネラル</p> <p>第4号</p>	<p>第1条の2(第4号)</p> <p>ミネラル</p> <p>第4号</p>
<p>第1条の2(第5号)</p> <p>ビタミン</p> <p>第5号</p>	<p>第1条の2(第5号)</p> <p>ビタミン</p> <p>第5号</p>	<p>第1条の2(第6号)</p> <p>その他の栄養成分</p> <p>第6号</p>	<p>第1条の2(第6号)</p> <p>その他の栄養成分</p> <p>第6号</p>

2. 第4回食品表示連絡会議の概要について

食品表示連絡会議が、9月30日、「食品表示連絡会議の設置について(平成20年2月15日制定)」の改訂、食品表示監視協議会の一層の活性化ほかを議題として消費者庁会議室において開催され、の議題が了承されました。出席者は内閣府大臣政務官、警察庁生活安全局長、同局生活経済対策管理官、農水省消費・安全局長、同局表示・規格課長、消費者庁次長、同庁審議官、同庁食品表示課長、同課課長補佐、同庁表示対策課長補佐、厚労省食品安全部基準審査課長補佐です。議事要旨は次のとおりです。詳細は下記のURLをご覧ください。(伊藤蓮太郎)

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin40_1.pdf

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin40_3.pdf

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin40_4.pdf

(議事要旨)

冒頭、泉大臣政務官及び関係省庁の局長等より挨拶が行われた。

- (1) 食品表示連絡会議の設置について(平成20年2月15日制定)の改訂について平中補佐から、資料1に基づき、改定内容を説明し、了承された。
- (2) 食品表示監視協議会の一層の活性化について平中補佐から、資料2に基づき、内容を説明し、近日中に都道府県に発出することについて了承された。
- (3) 各省庁からの報告

消費者庁食品表示課

課長補佐から、資料3(省略)に基づき、食品表示に関する制度を説明した。

消費者庁表示対策課

課長補佐から、資料4(省略)に基づき、食品の不当表示に対する景品表示法に基づく執行状況を説明した。

警察庁生活経済対策管理官

管理官から、資料5(省略)に基づき、平成21年上半期における食の安全に係る事犯の検挙状況を説明した。

農林水産省表示・規格課

課長から、資料6(省略)に基づき、JAS法に基づく生鮮食品品質表示基準、加工食品品質基準等の違反に係る改善指示の実績を説明した。

- (4) 質疑応答出席者の主な発言は以下のとおり。

(警察庁生活安全局長)

食品表示については、国民の関心が非常に高い。今後も、悪質な事犯についてはしっかりと対応していく。

食品表示は、直接健康に係る問題なので関心が非常に高い。今後も、悪質

な事犯についてはしっかりと対応していく。

(農水省消費・安全局長)

色々な経済事情、消費者の関心度によって、どこを見て商品を選択しているが影響するので消費者との意見交換をし、また、関係省庁との情報提供をしながら実態をよく調べて監視していく必要がある。また、監視活動の中で実態把握を進める上で、関係省庁との情報共有を図っていくことが重要である。

(消費者庁次長)

消費者庁は期待される部分が多い。消費者ダイヤルには1日150~200件ぐらい電話がかかってきており、このうち疑義情報については20件ほどとなっている。そういったものについては、庁内で情報を持っておくだけでなく、情報提供・共有を進めていく必要がある。

- 以上 -

資料1

食品表示連絡会議の設置について(案)

平成20年2月15日制定
平成21年9月 日改定
関係省庁申合せ

- 1 不適正な食品表示に関して、問題のある事業者に対する、食品表示に関連する法律に基づく処分等必要な対応が、迅速かつ円滑に実施されるよう、食品表示連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。
- 2 連絡会議の構成は、別紙1のとおりとする。ただし、連絡会議は、必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。
- 3 連絡会議においては、以下の事項について協議することとする。
 - (1) 不適切な食品表示に関する監視を強化するため、関係する都道府県等と国の出先機関との間で設置する「食品表示監視協議会」の効果的な運営
 - (2) 食品表示に関する国民からの情報提供、意見等に対する関係省庁間の連絡体制の整備
 - (3) その他食品表示の適正化を推進するために必要な事項
- 4 連絡会議の運営の円滑を図るため、連絡会議に幹事会を設置することとし、その構成員は、関係行政機関の職員で連絡会議の指名する官職にある者とする。
- 5 連絡会議は、必要に応じ、構成員以外の行政機関の職員その他の関係者の

出席を求めることができる。

- 6 連絡会議の庶務は、別紙2の関係課の職員が共同して処理する。
- 7 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、連絡会議が定める。

(別紙1)

食品連絡協議会構成員

構成員	消費者庁次長 警察庁生活安全局長 農林水産省消費・安全局長
オブザーバー	厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長

(別紙2)

食品表示連絡会議関係課

消費者庁表示対策課
消費者庁食品表示課
警察庁生活安全局生活経済対策管理官
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課
農林水産省消費・安全局表示・規格課
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

資料2

番号
年月日

都道府県消費者行政担当部局 あて

消費者庁次長

食品表示監視協議会の一層の活性化について(案)

平素より食品表示行政へのご理解を賜り感謝申し上げます。

食品表示行政の連携方策について関係省庁間で協議する場として、食品表示連絡会議が昨年2月に設置されたところですが、今般、消費者庁の設置に伴い、当庁が同会議に加入するとともに、必要な構成員の整理を行い、9月30日に

第4回会合を開催したところです。

同会合におきましては、引き続き国レベルでの連携を強めていくことを確認するとともに、地方レベルにおいても、食品表示監視協議会の一層の活用を通じ、各地に置かれる消費生活センターと関係行政機関との連携強化の必要性を改めて認識したところです。

地方公共団体に置かれる消費生活センターについては、今般施行された消費者安全法により、その法的位置付けが明確になるとともに、消費者庁と一体となって、消費者行政の推進に一層寄与する役割を担っていただくことが期待されています。

一方、食品表示に対する消費者の意識は高まりを見せつつあり、地域レベルでも、消費生活センターを含め様々な機関に相談や疑義情報が持ち込まれることが予想されます。

このような中で、地域レベルにおいて、地方農政局や地方厚生局等の国の地方支分部局や都道府県の食品表示担当や都道府県警察と消費生活センターとの連携を深め、勉強会や情報交換の場を設けることは極めて重要と考えております。

つきましては、貴（都道府県）におかれては、食品表示監視協議会の一層の活性化につきご理解いただくとともに、管轄区域内の消費生活センターの加入につき御支援をいただきますようお願い申し上げます。

3. 消費期限又は賞味期限の適切な取扱いについて

消費者庁は、食品の期限表示に関して、設定された期限年月日自体は科学的根拠に基づくものであったが、その具体的記載方法において消費者に不信を抱かせる事例が散見されたことを重視し、11月2日、各都道府県・政令市・特別区に対し食品の消費期限又は賞味期限の設定に関しては適正な取扱いを行うよう、食品事業者に対する指導の依頼文書を発出しました。文書の内容は次のとおりです。同文書は <http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin53.pdf> に掲載されています。（伊藤蓮太郎）

消費期限又は賞味期限の適切な取扱いについて（依頼）

昨今、食品等事業者における消費期限又は賞味期限の取扱いが消費者に不安を与えている事例が散見されます。例えば、科学的・合理的な根拠をもって消費期限又は賞味期限を設定しているものの、実際の販売時には、設定された期限より過度に短い期限を表示し、当該商品が売れ残った場合に、当初設定していた期限の範囲で延長して表示し、このことが当初設定していた期限内の商品であるにも関わらず、期限切れの商品を販売しているといった誤解を消費者に

与えているような事例です。

このような事例は、直ちに食品衛生法に違反するものではありませんが、消費者の期限表示に対する信頼を損ねる行為であり、好ましくありません。つきましては、食品等事業者に対して、適切な期限の設定、表示の実施等のアドバイスなどを行っていただきたくお願いいたします。

(参考)

不適切な事例 1

生食用として販売予定の鮮魚を、加熱調理用の鮮魚として販売する際に、消費期限を数日延長した。加熱調理用の消費期限は、科学的根拠に基づき設定されていた。

不適切な事例 2

製造当日を消費期限として表示した量り売りの惣菜が売れ残った際に、その一部を冷蔵保管し、翌日に、その日を消費期限と表示して販売した。販売者は消費期限を科学的根拠に基づき、製造日から4～5日と設定していた。

いずれの事例も食品衛生法違反ではないが、売れ残りの商品の期限を不適切に延長しているような印象を消費者に与え、結果として、食品表示に対する信頼を損ねる事例である。

4. タイから輸入された「ホスピタルダイエット」と称される無承認無許可医薬品による健康被害(疑い)事例について

厚労省医薬食品局監視指導・麻薬対策課は10月5日、「ホスピタルダイエット」と称されるやせ薬をタイから購入し、服用していた女性が平成20年に死亡したことが判明いたしましたとの報告の内容を次のとおり公表しました。

内容

- ・40代半ばの女性が「ホスピタルダイエット」と称されるやせ薬をタイから輸入し、服用後8日目に呼吸困難、意識混濁で救急搬送され、死亡したことについて、偽性バーター症候群による不整脈又は呼吸器麻痺が原因であると推察されている。
- ・偽性バーター症候群については、患者が以前から服用していたフロセミドが発症原因であるが、やせ薬が悪化の要因であったものと推察されている。
- ・女性が輸入し、使用していたやせ薬は7種類の錠剤であり、食欲抑制作用や利尿作用等のある複数の医薬品成分が検出されている。

内容の出典：

Forensic Science International (30 Oct 2009)

Identification of active ingredients in dietary supplements using non-destructive

mass spectrometry and liquid chromatography-mass spectrometry British Medical Journal Case Reports (25 May 2009)

Autopsy report on pseudo-Bartter syndrome with renal calcification induced by diuretics and diet pills

厚生労働省としては、従来から無承認無許可医薬品を安易に個人輸入して使用することについては、当該医薬品が偽造製品であったり、有害な物質が含まれている場合があるなど、望ましいものとは考えておりません。インターネット等で個人輸入して使用することは、くれぐれも避けていただくようお願い申し上げますと同時に、注意喚起いたします。

(参考) [海外製医薬品による健康被害事例]

「ホスピタルダイエット」などと称されるタイ製の向精神薬等を含有する無承認無許可医薬品による健康被害事例について

上記の事例には、平成 21 年 10 月 23 日 東京都発表、平成 21 年 10 月 東京大学法医学教室、平成 21 年 9 月 16 日前橋市発表、平成 20 年 3 月 11 日京都府発表、平成 19 年 11 月 21 日横浜市発表、平成 19 年 6 月 1 日名古屋市発表、平成 18 年 6 月 1 日宮城県発表等があります。

5 . 緑茶飲料、あげ落花生の原料原産地表示の義務付けが施行

消費者庁は 10 月 1 日、平成 19 年 10 月に改正された JAS 法の加工食品品質表示基準に基づき、緑茶飲料及びあげ落花生の原料原産地表示の義務付けが本日から施行されたことを公表しました。

加工食品の原料原産地表示については、当初、個別品目ごとに選定され義務化されていましたが、平成 15 年 8 月 6 日、厚労省・農水省の「食品の表示に関する共同会議」においてその選定要件や選定方法等を内容とする「加工食品の原料原産地表示に関する方向 報告書」がまとめられ、同報告書に基づく審議の結果、平成 16 年月、乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実(フレーク状又は粉末状にしたものを除く。)等の 20 食品群が義務化されました。その際、対象品目については、今後、表示の実施状況、製造及び流通の実態、消費者の関心等を踏まえて必要な見直し等を行うこととされました。その後、平成 18 年 4 月に「加工食品の原料原産地表示のさらなる推進について」が取りまとめられ、この考え方に基づき対象品目の拡大を審議した結果、平成 19 年月の同品質表示基準の改正により「緑茶飲料」及び「あげ落花生」が追加されました。

なお、加工食品の原料原産地表示に関して、最後の第 45 回「食品の表示に関する共同会議」(平成 21 年 8 月 28 日)において「消費者と食品事業者との情報共有による信頼関係の構築を目指して」が取りまとめられています。詳しくは

下記の URL をご覧ください。(伊藤蓮太郎)

<http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin42.pdf>

http://www.maff.go.jp/j/jas/hyoji/pdf/qa_f.pdf

http://www.maff.go.jp/j/jas/kaigi/pdf/houkoku_090828a.pdf

6. フグ加工品の不適正表示に対する措置について 10 / 9 農水

農水省は、中国四国農政局が平成 21 年 8 月 26 日から 9 月 29 日までの間、下関市の下関水陸物産株式会社を調査した結果、事実と異なる製造年月日又は加工年月日を表示し、販売していたこと、返品された商品に新たな賞味期限を設定の上、表示し、販売していたことを確認したため、10 月 9 日、同社に対し JAS 法に基づく指示(速やかに品質表示基準に従って適正な表示に是正した上で販売すること、原因の究明・分析を徹底すること、再発防止策を実施すること、役員及び全従業員に徹底すること等の措置を 11 月 7 日までに農水大臣へ提出すること)を行いました。この事例についての経過は次のとおりです。詳しくは下記の URL をご覧ください。(伊藤蓮太郎)

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/091009.html>

経過

- 1.平成 21 年 8 月 26 日から 9 月 29 日までの間、下関水陸物産株式会社(以下「下関水陸物産」という。)に対し、中国四国農政局が調査を行いました。
- 2.この結果、農林水産省は、下関水陸物産が少なくとも平成 20 年 9 月 1 日から平成 21 年 8 月 26 日までの間、自社を表示責任者とするフグ加工品について、以下の行為を行っていたことを確認しました。
 - (1)自社が製造委託及び小分け・包装委託した一般消費者向けフグ加工品 16 商品(「ふくのお茶漬 4 袋入」等)について、製造業者等から伝達された製造年月日を変更し、又は確認せず、商品を検品した日以降の日を製造年月日として表示したこと。
 - (2)自社が小分け・包装した一般消費者向けフグ加工品 10 商品(「ふくの骨せんべい 35g」等)について、商品を検品した日以降の日を加工年月日として表示したこと。
 - (3)(1)の商品のうち、取引先から返品されたフグ加工品 13 商品(「ふくふりかけ瓶入」等)について、名称等を記載した一括表示シールを破棄し、返品された日以降の日を製造年月日として付すとともに、この製造年月日を起点として新たな賞味期限を表示したこと。
 - (4)(1)及び(2)の商品 75, 727 個を一般消費者向けに販売したこと。

7. 消費者庁が健康食品の表示あり方検討会の発足を準備中

消費者委員会は10月26日第4回委員会を同委員会会議室1において開催し、「消費者庁の今後の取組（工程表）について」、「消費者安全専門調査会設置・運営規程（案）について」、「新開発食品調査部会における調査会の設置について」、「特保」を含めた健康食品の表示のあり方について」等の7議題について審議等を行いました。この内、「特保」を含めた健康食品の表示のあり方についての概要は以下のとおりです。詳しくは下記のURLをご覧ください。（伊藤蓮太郎）

<http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2009/1026/shiryoku.html#gijiroku>
http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2009/1026/091026_gijiroku.pdf

概要

- (1)消費者庁食品表示課長から、「特保」の表示に関しては、第3回消費者委員会において「食品SOS対応プロジェクト」の報告ということでご説明し、その中で、その制度の今後の在り方については消費者委員会におけるご検討を求めたいといった内容のプロジェクトをご報告したこと、消費者庁内に検討会を発足させる準備を進めていること、具体的な検討内容としていわゆる健康食品の表示の現状の把握、課題の整理、健康増進法に基づく特別用途食品の表示制度の在り方、健康食品表示の適正化を図るための表示基準やその執行の在り方等を検討中であること、今後の進め方としてはこの検討会における自由討議、関係者からのヒアリング等を行い、年度内にも論点整理を行い、その結果を消費者委員会へご報告することとしていること等を説明。
- (2)委員長及び委員から、「特保」制度そのものも検討課題に含まれるのか、検討に要する時間(期間)はどのくらいか、消費者庁検討会における検討に際しての注文はないか、関連する内外の情報収集、健康食品の使用実態等の調査を行うべきである、同委員会委員による消費者庁検討会の傍聴等の発言あり。

8. おにぎりの表示に対する景表法に基づく措置命令について

消費者庁11月10日、株式会社ファミリーマートに対し、景品表示法第4条第1項第1号（優良誤認）の規定に違反する事実が認められたため、同法第6条の規定に基づく措置命令を行い、その概要等を公表しました。この行政処分は消費者庁創設後初めてのものです。概要は次のとおりです。詳しくは下記のURLをご覧ください。（伊藤蓮太郎）

<http://www.caa.go.jp/representation/pdf/091110premiums.pdf>

措置命令の概要

(1) 違反事実の概要

対象商品	「カリーチキン南蛮」と称するおにぎり
表示期間	平成21年6月11日ころから同月16日ころまで
表示媒体	当該おにぎりの包装袋に貼付したシール(別紙)(省略)
表示内容	「国産鶏肉使用」と記載することにより、あたかも、当該おにぎりの原材料に我が国で肥育された鶏の肉を用いているかのように示す表示
実 際	当該おにぎりの原材料にブラジル連邦共和国で肥育された鶏の肉を用いていた。
関係法条	景品表示法第4条第1項第1号(優良誤認)

(2) 命令の概要

- ア 前記(1)の表示は、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を公示すること。
- イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。
- ウ 今後、同様の表示を行わないこと。

【消費者情報】

特定保健用食品の表示の許可に関する審査に対する意見書

((社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会ホームページから引用)

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会(通称NACS)は、花王が9月16日にエコナ関連製品の販売自粛・出荷停止を公表した以後、特に直後における消費者庁等の関係行政機関、一部の消費者団体、当該事業者等の対応や情報提供等のわかりにくさに問題意識を抱き、10月15日、標示の意見書を内閣府特命担当大臣(消費者及び食品安全担当)福島 みずほ、消費者委員会委員長 松本恒雄、食品安全委員会委員長 小泉直子、厚生労働大臣 長妻 昭の各氏へ提出しました。同意見書は次のとおりです。そのURLは下記のとおりです。関連の記事を食科協ニュースレター第75号(10月号)に掲載しています。(伊藤蓮太郎)

<http://www.nacs.or.jp/katudou/image/tokuhoikensyo091015.pdf>

同意見書：

内閣府特命担当大臣（消費者および食品安全担当）福島 みずほ様

消費者委員会委員長 松本恒雄 様

食品安全委員会委員長 小泉直子 様

厚生労働大臣 長妻 昭 様

（社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会（通称NACS）

目黒区中根2-13-18 第百生命都立大学駅前ビル

特定保健用食品の表示の許可に関する審査に対する意見書

私たち（社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会は、消費生活アドバイザーと消費生活コンサルタントを会員とし、消費者利益と企業活動の調和を図り持続可能な消費生活の確立を期すために活動しています。

この度のエコナ関連製品の問題について、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省などの行政機関および当該事業者から情報が出されていますが、対応や情報のわかりにくさから消費者の不安や過剰反応などが見られます。また消費者と事業者との健全な関係の構築にも問題が生じています。そこで（社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会では、食における研究・活動を行っている委員会等で、今後の行政や事業者の対応や情報提供が消費者利益の確保と事業者とのより健全な関係を構築するためのものとなることを願って、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1．食品の安全性確保のための対応について

特定保健用食品に係る表示の審査および再審査に際しては、言わずもがなですが当該食品の科学的知見による安全性評価に基づく判断がされることを望みます。同時に、当該商品について最も情報を持っている事業者が責任をもって安全性試験を行い、その結果について食品安全委員会をはじめ第三者機関や当該製品の開発には関与していない専門家など、中立公平な立場から科学的に評価した審議が尽くされることを望みます。

2．安全性について懸念が生じた場合の対応について

安全性について懸念が生じた場合、リスクの程度や他のリスクとのバランスについての検討や議論が十分なされないままに、販売停止や回収すべきとの主張が広まることに、大きな不安を感じます。

まず、今まで実施された安全性確認のどこが見逃されたのか、或いはどのような新しい知見が見出されたのか、その新知見の確実性や想定されるリスク程度等につき消費者に分りやすく説明をしていただきたいと思います。

また、「食品にはリスクがある」ことは周知の事実であり、このリスクを科

学的知見に基づいて評価し、健康に影響がない程度にリスク管理がなされることが重要です。このことを、消費者が認識できるよう、適切な情報提供を望みます。

行政の対応によっては、事業者の情報公開の萎縮が懸念され、また消費者が正しい知識を習得する機会を失うことにもなりかねません。真の消費者の利益の確保および事業者の情報公開の促進をも視野に入れた慎重な対応を望むと同時に、今後、このような安全性の評価に時間を要するものについて、評価が行われている間、消費者を含め、関係者はどのように対応すべきなのかについても議論をすすめていくことを望みます。

3．事業者からの消費者への情報提供について

先般のエコナ関連商品においては、当初、当該事業者による“消費者の安心のための販売自粛”が行われましたが、消費者にとっては、“今、手元にある商品について不安に思っている人はどうしたらよいのか”、“これまでに食べていた人はどのように考えたらよいのか”などについての明確な情報が得られず不安の助長や混乱・困惑に結びついた可能性も否定できません。

消費者が正しい知識に基づく判断ができるように、科学的根拠に基づいたわかりやすい情報と、消費者がどのような行動をとったらよいのかが明確になるような情報の提供を望みます。

4．私たちの姿勢

私たちNACSでは、このように安全性について不確定な状況が発生した場合には、一方的に行政や事業者への批判に終始することなく、当該商品をどうすべきか、消費者への情報提供はどうあるべきか、関係者はどのような対応をすることが望ましいのかなど、持続可能な社会構築のための客観的かつ冷静な議論と協働による解決を提案したいと考えています。

また、食生活については、正しい知識を身につけること、バランスの良い食生活を送ること、適度な運動をすることを基本とすることの重要性を関係者とともに考えていきたいと思っています。

【問い合わせ先】

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

：03-3718-4678、担当：古谷、蒲生

【意見書作成者】

- ・サステナビリティのための消費者ネットワーク
- ・食生活特別委員会

- ・東日本支部 食生活研究会
- ・東日本支部 食部会

以上

【企業情報】

わが社における食品の信頼性確保・向上のための取組み等（10） （丸東水産株式会社ホームページより引用）

農水省は、食品業界において昨年来不祥事の発生が相次いでいることを踏まえ、食品業界のほとんどを占める中小食品事業者を主たる対象とした食品業界の信頼確保とその向上に向けた取組の浸透と徹底を図るため、平成20年度から食品の信頼性確保・向上対策事業を推進しています。

一方、消費者・生活者の食品の安全・安心確保に対する関心の高まり等に積極的に応え、食品企業としての方針を定め、コンプライアンスの徹底を推進している事業者も増加しています。

そこで、食科協ニュースレター【企業情報】において、先進的な食品企業の事例を紹介しています。

丸東水産株式会社

ごあいさつ



代表取締役社長
生田 敦之

私ども丸東水産(株)は三陸宮城県石巻市に位置し、主に石巻、女川港に水揚げされた魚を中心とした加工販売メーカーです。世界三大漁場である金華山を目の前にし、釣り、巻網、トロール、定置網、養殖と季節ごと一年を通じての豊富な水揚げは、我々の最大の財産であります。

昨今の世界的な魚食文化の普及、水産資源の枯渇化等、魚を取り巻く環境は決して明るいものではありません。

しかしながら我々日本人は世界有数の魚食文化を持った人種であり、これを外しては日本文化そのものが語れないのではないのでしょうか。

そんな日本人は日本の魚を食べようではありませんか。そして日本人固有の魚食文化を未来永劫伝え、発展させていくことが我々の責務であると感

じております。

私ども丸東水産㈱の目指すところは、この前浜に水揚げされる旬の魚を原料に、お客様に安全、安心、美味、良品を提供し、日本人の食文化と健康に寄与するところにあります。これをもって業界、地域並びに従業員の皆さんに貢献できる企業となりたいと願っております。

これをご覧になり、何かしらでもお問い合わせをいただければ幸いに存じます。



平成 16 年 7 月に新本社工場が竣工しました。HACCP 対応の新工場は前浜の立地を生かした刺身加工専用工場です。石巻を中心とした三陸沿岸の魚貝類を、安全・安心でおいしく体に良い旬の時期に旬の食材をお届けします。平成 16 年 6 月に新工場竣工と同時に国際品質規格 ISO9001 を認証取得し、一層の品質管理を強化しており、平成 16 年 10 月にみやぎ食品衛生自主管理施設に認められ、平成 17 年 10 月にみやぎ HACCP 認証を取得しました。

充実した設備だから安心できる

当社では、常に最新の設備を検討・導入し、原料の鮮度を落とす事無く、新鮮な状態で出荷できるよう努めております。また、工場内のクリーンルームは、10万キューピクルメッシュ濾過機による空気清浄と、0.3%の陽圧による外気遮断が施された空間となっており、日中は紫外線、夜間は紫外線とオゾンにより、クリーンルーム全体が殺菌される仕組みとなっております。さらに、品質管理については、ISO9001・宮城 HACCP に基づいた生産・衛生管理を行い、内部での自主検査は勿論、外部業者にも委託し品質管理を行う事により、安全・安心で良質な商品を提供できるよう努めております。



三陸の美味しさと、豊富な魚種

夏は黒潮に乗り南の魚が来遊し、冬は親潮に乗り北洋の魚が運ばれてくる、世界3大漁場の金華山を目の前にした当社は、豊富な水産資源に恵まれ、水揚げされた魚種により季節を感じる事ができます。

当社では、こうした季節の旬な魚（秋刀魚・鯖・鰯・銀鮭等）を最新の設備を使用し、最高の鮮度を保った状態で加工後、]全国に出荷しております。



豊富な実績と提案型の企業姿勢

1988年4月に設立した当社は、常に時代に合った商品をご提供できるように、前浜の生魚は勿論、全世界の水産事情を把握し、新鮮な生魚を使用した商品作りに取り組んでおります。また、丸東水産は常に安全・安心・良品をご提供できるように、万全な品質管理のもと、日本固有の魚食文化を未来永劫に伝え、発展させていく為の、商品開発と提案を行っております。



ISO について

ISO9001 は、製品やサービスの品質保証を通じて組織の顧客や市場のニーズに応えるために活用できる品質マネジメントシステムの国際規格です。

品質マネジメントシステムの国際規格 ISO9001 は、品質保証を通じて顧客満足向上と品質マネジメントシステムの継続的な改善を実現していくものです。組織の価値は、業績、競争力、社会的信用、認知度などによって測られますが、

品質マネジメントシステムは、製品やサービスの品質向上によって顧客や市場のニーズに応え顧客満足度を高めることに寄与し、組織の価値向上をもたらすことから、製造業だけでなく情報やサービス産業でも、組織規模の大小に関わりなく広く普及しています。

HACCP について

HACCP とは、材料入庫から製品出荷までの各工程で、食品に対して危害の発生を防止することに焦点をおいた、製造工程の管理方法です。本来、アメリカ NASA の宇宙食の安全性を高めるために開発され、現在は国際衛生基準となっています。

宮城県/食と暮らしの安全推進課/みやぎ食品衛生自主管理登録・認証制度 登録・認証 施設

認証食品について

認証食品とは宮城県内で生産された水産加工品・農畜産物の良さを生かし、地域の文化や技術にこだわりをもってつくられた特産物を宮城県が認証したものです。認証マークには共通の E のマークが付され、宮城県の E のマークには、

優れた品質 (Excellent Quality)

正確な表示 (Exact Expression)

地域の環境と調和 (Harmony with Ecology)

を表す 3 つの E がデザインされています。

食材王国みやぎ 「Eマーク」の仕組み



工場紹介

前処理室

原料保管庫（20t）、タンクリフター
オゾン水設備

原料となる生魚のみが加工場（前処理室）に搬入する仕組みで、原料容器を加工場内に持ち込まない設計となっています。



下処理室

サンマフィーレマシーン（バーダー）
サーモン用フィーレマシーン
ピンボーンリムーバー、オゾン水設備（殺菌用）
電解水設備（殺菌用強酸性水）、冷却水設備
ピンボーンリムーバー



ピンボーンリムーバー

原料由来の雑菌をここで全て除去する設計としました。強酸性電解水、オゾン水により魚を洗浄、殺菌します。



サンマフィーレマシーン



鯖、鮭フィーレマシーン

クリーン室

空気清浄機（10万キューピクル）、陽圧装置
スペースクリーン（オゾン、紫外線殺菌装置）
電解水設備（殺菌用強酸性水）
ミートセパレーター、冷却水装置
真空包装機パスルーム（包装資材殺菌室）
スチームコンベクション



スチームコンベクション

衛生の中枢部分として、10万キューピクルメッシュ濾過機による空気清浄と0.3%の陽圧による外気遮断が施された空間です。

日中は紫外線、夜間は紫外線とオゾンにてクリーン室全体を殺菌する設計となっています。



クリーンルーム



ミートセパレーター



電解水設備(殺菌用強酸性水)



TOPシール機

梱包室

金属探知機、梱包機、アルコール浸漬凍結機(-35)
製氷機(日産5t)、資材庫

クリーン室にて真空包装を終了した製品は、小開口部よりコンベアーにて搬出され、金属探知機(Fe:1.5,Su:3.0)を通過後、箱詰、打ち氷、梱包となります。

また、アルコール凍結機(例えば刺身用サーモンロインの凍結では、25分程度で芯温-30 に到達)を使用し、高鮮度を保ったまま冷凍にて流通し、解凍後も生と変わらない鮮度にてお届けする事が可能です。



金属探知機(Fe:1.5,Su:3.0)



梱包室



アルコール凍結機

出荷室

製品保管庫、ドックシェルター



一時保管冷蔵庫(5℃以下)

製品の最終出口である出荷室は外部との出入りを極力遮断しており、運送会社との連絡は全て事務所を経由して行われます。



ドックシェルター

第二工場

特種飽和蒸気システム、除鱗機、原料解凍機
タラフィーレマシーン

飽和蒸気で加熱・加圧することにより、
魚本来の旨みを逃さず、骨まで柔らかく、
調理できます。



特種飽和蒸気システム



除鱗機



原料解凍機



タラフィーレマシーン

【学術・海外行政情報】

米農務省と保健福祉省は新しい食品安全消費者向けウェブサイトを発表

News Release Release No. 0429.09

Contact: USDA Press Office (202) 720-4623. HHS Press Office (202) 690-6343

http://www.usda.gov/wps/portal/!ut/p/_s.7_0_A/7_0_10B?contentidonly=true&contentid=2009/09/0429.xml

2009.09.09.オバマ政府の食品安全作業部会の共同議長である Vilsack 農務省 (USDA) 長官 (United States Department of Agriculture) と Sebelius 保健福祉 (HHS) 長官 (Health and Human Services) は新しい消費者向けのウェブサイトを発表した (www.foodsafety.gov)。このサイトは、消費者が食品

安全や食品の回収についての最新情報を入手するのに便利なようにデザインされている。このサイトは食品の安全な取り扱い方、食品の回収情報、主要機関からの最新情報等、食品や食品安全の重要な情報を扱っている全ての連邦政府機関からの情報が掲載されている。消費者はこのサイトに登録することで食品安全に関する政府のトップの科学専門家からの情報を得ることができるだけでなく、回収情報や安全でない可能性のある食品情報を電子メールやRSSで受け取ることができる。将来は飼料の回収も含め携帯電話への発信も検討している。

HSSとUSDAのトップは、この新しいサイトを食品安全と消費者の健康を守る価値のあるツールである賞賛した。

Vilsack 農務長官の発言：アメリカ国民の健康と福利を守ることは、連邦政府の基本的な責任である。簡単にタイムリーに消費者に食品安全の情報を伝えるこの革新的方法は、このための重要な進歩である。

Sebelius 保健福祉長官の発言：いかなる政府も最重要の使命は市民の安全を守ることである。当政府は公衆衛生をこの重要な使命の一つに掲げ、不健康な食品や食品の取り扱いから国民の安全を守り、重大な食品回収の最新情報提供の重要な手段としてこのサイトを位置付けている。消費者は政府機関の考え方や食品について理解しようとする場合は、もはやいろいろな所を探し回らなくてよい。必要とする情報は一か所の容易な場所、即ち www.foodsafety.gov にあるであろう。

Hamburg FDA長官の発言：このサイトは予防に焦点を当て、企業と消費者の両方で病気を避けることのできるステップを強調している。このサイトはまた最新のFDAの規則やガイダンスに関する情報センターになるであろう。

Frieden 疾病管理予防センター（CCD）所長（Center for Disease Control and Prevention）の発言：健康部門と疾病管理予防センターは、国内外からの食品経由の疾病を追跡する場合、消費者を含む多方面からの情報に頼ります。消費者は食品を摂取したことで病気になったと思った場合、誰と連絡を取ればよいかこのサイトで直ちに知ることができるだろう。このサイトの情報は病気の発生流行の兆しにより早く気づき、不安全な食品や食品経由の病気からアメリカ国民を守るのに役立つだろう。

USDAのMande 食品安全次官補の発言：アメリカ国民を食品経由の病気から守ることはUSDAの重要な使命である。我々の仕事は、食品経由の病気の発生の拡大化を防ぎ、食品供給での汚染に対し素早く断固とした対処計画を策定することである。新しいこのサイトは、食品経由の病気の危険を減らすのに必要な最新の全ての情報を一か所で消費者に提供します。（榎元徹也）

編集後記

健康増進法第31条においては、栄養成分を、標準的な栄養成分(同条第1項)と、その欠乏により国民の健康の保持増進に影響を与える栄養成分(同条第2項第2号)と、その過剰な摂取により国民の健康の保持増進に影響を与える栄養成分(同条第2項第3号)とに大別していることから、同法施行規則においては施行規則第16、17、18条の各条でこの、の栄養成分を明記しています。そこで、今回の栄養表示基準(告示)の一部改正によって、の栄養成分を明記し同法施行規則との整合性を図るとともに、との栄養成分との違いを明確にしたものと思われま

す。食品表示連絡会議は、食品の悪質な偽装・虚偽表示が目立ったことから、不当競争防止法に基づく取締りを強化するため、平成20年2月に設置されましたが、消費者庁が創設されたことにより、消費者庁が構成員となり厚労省がオブザーバーとなりました。

消費者庁の「消費者情報ダイヤル」(消費者庁への情報提供や消費者からの一般的な問い合わせを受け付ける窓口)が国民から大いに期待されていることは間違いありません。受付件数の多さからもその期待度が分かります。期限表示に関する指導の依頼文書を発出するに至ったことも「消費者情報ダイヤル」への情報提供(例えば、表示欄の消費期限切れ材料の使用)が関係したのではないかと推察しています。依頼文書で例示されている事例の場合、具体的に、生食用かきを加熱加工用かきへ用途変更して販売することを例に考えれば、食品事業者の不誠実さや意図的な不法行為よりも従業員教育の不徹底に原因があると考えます。食品衛生監視員或いは食品表示担当職員としては、法律違反ではないが、消費者に誤解を与えない或いは消費者に不信感を抱かせない表示方法の実施を指導する時代になったということでしょう。エコナ問題について、nacsの意見書は問題の本質を衝いた冷静な意見と思います。消費者庁及び消費者委員会並びに厚労省や食品安全委員会においても同様の問題意識を持っているのではないのでしょうか。

無承認無許可医薬品を健康食品と称して販売する悪質な業者がまた摘発されました。この例は過去にもしばしば摘発されていたようなので掲載しました。(伊藤蓮太郎)

この機関紙の記事を無断で転載することを禁じます。